

## 令和6年茂原市教育委員会会議2月定例会日程

日時：令和6年2月13日（火）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名人の指名

### 3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

議案第2号 令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

（報告事項）

- 1 令和5年度3月補正予算について
- 2 令和6年度教育部当初予算について
- 3 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について
- 4 行事の共催、後援及び協賛について
- 5 令和6年茂原市教育委員会会議3月臨時会、3月定例会及び4月定例会の日程について
- 6 その他

### 4 閉会宣言

## 議案第1号

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
の制定について

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に制定する。

令和6年2月13日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（令和元年茂原市教育委員会規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「対象」の次に「及び申込等」を加え、同条に次の5項を加える。

- 3 児童及び生徒の保護者は、給食の提供を申し込もうとするときは、茂原市学校給食申  
込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を、教育委員会を經由して、市長に  
提出するものとする。
- 4 前項に規定する給食の提供を申し込んだ者（以下「申込者」という。）は、申込書の  
記載事項に変更が生じたときは、茂原市学校給食申込事項変更申出書（別記第2号様式）  
により、教育委員会を經由して、市長に申し出るものとする。
- 5 申込者は、長期欠席その他の理由により連続して5日以上（茂原市の休日に関する条  
例（平成元年茂原市条例第16号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）  
学校給食の全ての提供若しくは飲用の牛乳又は飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供  
が不要又は変更となる場合は、学校給食の提供の停止又は変更を希望する日の5日前ま  
で（休日を除く。）に、茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書（別記第3号様式。

以下「申出書」という。)により、教育委員会を経由して、市長に申し出るものとする。

6 前項の規定により停止又は変更の申出をした者は、学校給食の再開又は変更をしようとするときは、学校給食の提供の再開又は変更を希望する日の5日前まで(休日を除く。)に、申出書により、教育委員会を経由して、市長に申し出るものとする。

7 第3項に規定する申込書が提出されていない児童及び生徒が喫食したときは、当該児童及び生徒の保護者は、同項の規定により給食の提供の申込みをしたものとみなす。

第8条第2項の表中「290円」を「300円」に、「340円」を「350円」に改める。

第9条第1項中「規定する」の次に「小学校児童及び中学校生徒の」を、「するときは、」の次に「茂原市」を加える。

第12条第3項中「第1号」を「第4号」に改め、同条第4項中「第2号」を「第5号」に改め、同条第5項中「第3号」を「第6号」に改め、同条第6項中「第4号」を「第7号」に、「第5号」を「第8号」に改める。

別記第5号様式を別記第8号様式とし、別記第1号様式から別記第4号様式までを3様式ずつ繰り下げ、附則の次に次の3様式を加える。

茂原市学校給食申込書

年 月 日

（宛先）茂原市長

【申込者】（保護者等）

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 自宅

携帯

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり学校給食の提供を

申し込みます。

また、申込みの上は、同規則の規定により学校給食費を納付します。

申し込みません。（理由： ）

なお、以下の同意事項に同意します。

学 校 名	学校
住 所	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この申込みによる児童及び生徒への学校給食の提供は、特に申出がない限り、茂原市立小学校及び中学校に在籍する間、継続します。
- 3 学校給食費を滞納し、納付されない場合は、児童手当等からの徴収又は支払督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

<同意事項>

- 1 この申込書をもって学校給食の管理運営目的に利用するため、茂原市及び茂原市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、特別支援教育就学奨励費情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を関係する組織間で共有することに同意します。
- 2 学校給食費に滞納が生じた場合、債権の回収に必要な範囲において、申込者（保護者等）の個人情報（市税に関する情報（市県民税の課税に必要な情報、口座情報、執行停止状況等）を調査・取得し、関係する組織間で共有することに同意します。

茂原市学校給食申込事項変更申出書

年 月 日

（宛先）茂原市長

【申出者】（保護者等）

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 自宅

携帯

次のとおり、茂原市学校給食申込書の内容に変更が生じたので、申し出ます。

児童生徒	学校名	学校	
	学年・組	年	組
	フリガナ		生年月日
	氏名		
変更内容	<input type="checkbox"/> 保護者等の変更		
	<input type="checkbox"/> 学校の変更（市内間のみ）		
	<input type="checkbox"/> 氏名の変更		
	<input type="checkbox"/> 住所の変更		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
【変更前】		【変更後】	
適用年月日	年	月	日



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

提案理由 本案は、学校給食の申込や、給食の停止等について、様式等を規定し、保護者等が申込書等を提出することで、給食提供数の把握や、児童生徒ごとの長期欠席による給食停止等を的確に把握し、また給食費の滞納に関して適切な対応を図るため、所要の改正をするものです。

また、学校給食食材の価格高騰に伴い、小中学校の教員及び小中学校の給食の提供を受ける者の給食費について、増額する改正をするものです。

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(給食の対象及び申込等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>児童及び生徒の保護者は、給食の提供を申し込もうとするときは、茂原市学校給食申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を、教育委員会を經由して、市長に提出するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する給食の提供を申し込んだ者(以下「申込者」という。)は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、茂原市学校給食申込事項変更申出書(別記第2号様式)により、教育委員会を經由して、市長に申し出るものとする。</u></p> <p>5 <u>申込者は、長期欠席その他の理由により連続して5日以上(茂原市の休日に関する条例(平成元年茂原市条例第16号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)学校給食の全ての提供若しくは飲用の牛乳又は飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供が不要又は変更となる場合は、学校給食の提供の停止又は変更を希望する日の5日前まで(休日を除く。)に、茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書(別紙第3号様式。以下「申出書」という。)により、教育委員会を經由して、市長に申し出るものとする。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により停止又は変更の申出をした者は、学校給食の再開又は変更をしようとするときは、学校給食の提供の再開又は変更を希望する日の5日前まで(休日を除く。)に、申出書により、教育委員会を經由して、市長に申し出るものとする。</u></p> <p>7 <u>第3項に規定する申込書が提出されていない児童及び生徒が喫食したときは、当該児童及び生徒の保護者は、同項の規定により給食の提供の申込</u></p>	<p>(給食の対象)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>



改正後	現 行																
<p><u>みをしたものとみなす。</u>  (給食費)  第8条 (略)  2 給食費の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(給食費)  第8条 (略)  2 給食費の額は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 368 752 445">区分</th> <th data-bbox="752 368 1120 445">1食当たりの給食費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="136 445 1120 521">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 521 752 647">小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者</td> <td data-bbox="752 521 1120 647" style="text-align: right;"><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 647 752 767">中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者</td> <td data-bbox="752 647 1120 767" style="text-align: right;"><u>350円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1食当たりの給食費の額	(略)		小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>300円</u>	中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>350円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 368 1765 445">区分</th> <th data-bbox="1765 368 2134 445">1食当たりの給食費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 445 2134 521">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 521 1765 647">小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者</td> <td data-bbox="1765 521 2134 647" style="text-align: right;"><u>290円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 647 1765 767">中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者</td> <td data-bbox="1765 647 2134 767" style="text-align: right;"><u>340円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1食当たりの給食費の額	(略)		小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>290円</u>	中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>340円</u>
区分	1食当たりの給食費の額																
(略)																	
小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>300円</u>																
中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>350円</u>																
区分	1食当たりの給食費の額																
(略)																	
小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>290円</u>																
中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>340円</u>																
<p>3・4 (略)</p> <p>(給食費の変更)  第9条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条第2項に規定する<u>小学校児童及び中学校生徒の給食費の額</u>を変更するときは、<u>茂原市学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</u>  2 (略)</p> <p>(給食費の減免)  第12条 (略)  2 (略)  3 減免を受けようとする学校給食費負担者は、第3子以降給食費減免申請書（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。  4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(給食費の変更)  第9条 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、<u>学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</u>  2 (略)</p> <p>(給食費の減免)  第12条 (略)  2 (略)  3 減免を受けようとする学校給食費負担者は、第3子以降給食費減免申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。  4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定</p>																

改正後	現 行
<p>し、給食費減免決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>5 前項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第3項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、給食費減免状況変更届（別記第6号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>6 教育委員会は、第4項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、給食費減免取消決定通知書（別記第7号様式）又は給食費減免変更決定通知書（別記第8号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>し、給食費減免決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>5 前項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第3項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、給食費減免状況変更届（別記第3号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>6 教育委員会は、第4項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、給食費減免取消決定通知書（別記第4号様式）又は給食費減免変更決定通知書（別記第5号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後

現 行

別記第1号様式（第2条第3項）

（新規）

別記第1号様式（第2条第3項）

茂原市学校給食申込書

年 月 日

（宛先）茂原市長

【申込者】（保護者等）

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 自宅

携帯

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり学校給食の提供を

申し込みます。

また、申込みの上は、同規則の規定により学校給食費を納付します。

申し込みません。（理由： \_\_\_\_\_）

なお、以下の同意事項に同意します。

学 校 名	学校
住 所	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この申込みによる児童及び生徒への学校給食の提供は、特に申出がない限り、茂原市立小学校及び中学校に在籍する間、継続します。
- 3 学校給食費を滞納し、納付されない場合は、児童手当等からの徴収又は支払督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

<同意事項>

- 1 この申込書をもって学校給食の管理運営目的に利用するため、茂原市及び茂原市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、特別支援教育就学奨励費情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を関係する組織間で共有することに同意します。
- 2 学校給食費に滞納が生じた場合、債権の回収に必要な範囲において、申込者（保護者等）の個人情報（市税に関する情報（市県民税の課税に必要な情報、口座情報、執行停止状況）等）を調査・取得し、関係する組織間で共有することに同意します。

改正後

現 行

第2号様式（第2条第4項）

第2号様式（第2条第4項）

茂原市学校給食申込事項変更申出書

年 月 日

（宛先）茂原市長

【申出者】（保護者等）

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 自宅

携帯

次のとおり、茂原市学校給食申込書の内容に変更が生じたので、申し出ます。

児童生徒	学校名	学校	
	学年・組	年	組
	フリガナ	生年月日	
	氏名		
変更内容	<input type="checkbox"/> 保護者等の変更		
	<input type="checkbox"/> 学校の変更（市内間のみ）		
	<input type="checkbox"/> 氏名の変更		
	<input type="checkbox"/> 住所の変更		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
【変更前】	【変更後】		
適用年月日	年	月	日

（新規）



改正後	現 行
<u>第4号様式（第12条第3項）</u> <u>第5号様式（第12条第4項）</u> <u>第6号様式（第12条第5項）</u> <u>第7号様式（第12条第6項）</u> <u>第8号様式（第12条第6項）</u>	<u>別記第1号様式（第12条第3項）</u> <u>第2号様式（第12条第4項）</u> <u>第3号様式（第12条第5項）</u> <u>第4号様式（第12条第6項）</u> <u>第5号様式（第12条第6項）</u>

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

## 議案第2号

令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約を次のように制定することを承認する。

令和6年2月13日提出

茂原市教育長 内田達也

令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約

(目的)

第1条 教科用図書長生採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議等を行うことを目的とする。

(協議会の構成市町村の教育委員会)

第2条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）で構成する。

- (1) 茂原市教育委員会
- (2) 一宮町教育委員会
- (3) 白子町教育委員会
- (4) 長柄町教育委員会
- (5) 長南町教育委員会
- (6) 睦沢町教育委員会
- (7) 長生村教育委員会

(協議会の組織等)

第3条 協議会の委員は22名以内とし、その選出区分及び人数は次のとおりとする。

- (1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名
- (2) 関係市町村教育委員会ごとに、当該教育委員の中から1名ずつ選出された委

員 7名

(3) 関係市町村教育委員会が選出した校長、教員及び保護者 8名以内

- 2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。
- 3 委員の任期は、1年以内とし、教科用図書が採択されたときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 選出された委員から、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。

(協議会の事務)

第4条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関して協議し、連絡調整を行うとともに、関係市町村教育委員会へ協議事項等の報告及び採択についての通知をするものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

- 2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

(職務代行)

第6条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。ただし、指定した委員がいない場合は、委員の互選により、職務を代行する者を決定する。

(専門調査委員会の設置及び職務等)

第7条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、専門調査委員会ごとに3名以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。この場合において、被推薦者から教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。
- 3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。
- 4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。
- 5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による



報告の日までとする。

(事務局及び職員)

第8条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 前項に規定する職員は、会長が指名する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に行われる会議にあたっては、事務局がこれを招集する。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第7条第4項に規定する報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、議長がこれを決する。

(経費)

第12条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目

第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第3条第2項の規定により定める委員の被選出者及び選出する教育委員会は、次のとおりとする。

(1) 校長、教員及び保護者

被選出者	選出する教育委員会
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生教育研究会事務局長の職にある者	
長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会

附 則

この実施細目は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 令和7年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各市町村教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、教科用図書長生採択地区協議会規約の制定を承認するものです。

教科用図書長生採択地区協議会規約の新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>令和6年度教科用図書長生採択地区協議会規約</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 <u>教科用図書長生採択地区協議会</u> (以下「協議会」という。) は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号) 第13条第4項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議等を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成市町村の教育委員会)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会 (以下「関係市町村教育委員会」という。) <u>で構成する。</u></p> <p>(1) 茂原市教育委員会</p> <p>(2) 一宮町教育委員会</p> <p>(3) 白子町教育委員会</p> <p>(4) 長柄町教育委員会</p> <p>(5) 長南町教育委員会</p> <p>(6) 睦沢町教育委員会</p> <p>(7) 長生村教育委員会</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和5年度教科用図書長生採択地区協議会規約</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 <u>この採択地区協議会</u> (以下「協議会」という。) は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号) 第13条第4項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。</p> <p>(名 称)</p> <p>第2条 <u>協議会は、教科用図書長生採択地区協議会という。</u></p> <p>(協議会を設ける市町村の教育委員会)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会 (以下「関係市町村教育委員会」という。) <u>が、これを設ける。</u></p> <p>(1) 茂原市教育委員会</p> <p>(2) 一宮町教育委員会</p> <p>(3) 白子町教育委員会</p> <p>(4) 長柄町教育委員会</p> <p>(5) 長南町教育委員会</p>

改正後	現 行
<p>(協議会の組織等)</p> <p>第3条 協議会の委員は22名以内とし、その選出区分及び人数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名</p> <p>(2) 関係市町村教育委員会ごとに、当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員 7名</p> <p>(3) 関係市町村教育委員会が選出した校長、教員及び保護者 8名以内</p> <p>2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。</p> <p>3 委員の任期は、1年以内とし、<u>教科用図書が採択されたときは解任されるものとする。</u>ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 選出された委員から、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。</p> <p>(協議会の事務)</p> <p>第4条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関して協議し、連絡調整を行うとともに、関係市町村教育委員会へ<u>協議事項等の報告及び採択についての通知をするものとする。</u></p> <p>(会 長)</p> <p>第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。</p>	<p>(6) 睦沢町教育委員会</p> <p>(7) 長生村教育委員会</p> <p>(協議会の組織等)</p> <p>第4条 協議会委員は22名以内とし、その選出区分ごとの人員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名</p> <p>(2) 関係市町村教育委員会ごとに、当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員 7名</p> <p>(3) 関係市町村教育委員会が選出した<u>校長・教員、保護者及び有識者</u> 8名以内</p> <p>2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。</p> <p>3 委員の任期は、<u>1年とする。</u>ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、その任期が満了した場合、後任が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。</p> <p>6 選出された委員から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。</p> <p>(協議会の事務)</p> <p>第5条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に<u>関し</u>協議し、連絡調整を行うとともに、<u>協議事項</u>について関係市町村教育委員会</p>

改正後	現 行
<p>2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。 (職務代行)</p> <p>第6条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。<u>ただし、指定した委員がない場合は、委員の互選により、職務を代行する者を決定する。</u> (専門調査委員会の設置及び職務等)</p> <p>第7条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、<u>専門調査委員会ごとに3名以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。<u>この場合において、被推薦者から教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。</u></p> <p>3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。</p> <p>4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による報告の日までとする。</p>	<p><u>へ報告を行うものとする。</u> (会 長)</p> <p>第6条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。</p> <p>2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。 (職務代行)</p> <p>第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。 (専門調査委員会の設置及び職務等)</p> <p>第8条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、<u>会長が別に定める。</u></p> <p>2 前項の専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。 <u>また、被推薦者から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。</u></p> <p>3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。</p> <p>4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の</p>

改正後	現 行
<p>(事務局及び職員)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。</p> <p>2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、会長が<u>指名</u>する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第9条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。<u>ただし、会長が選任されるまでの間に行われる会議にあたっては、事務局がこれを招集する。</u></p> <p>(会議の運営等)</p> <p>第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>2 会長は、協議会の会議の議長となる。</p> <p>3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。</p> <p>(教科用図書の選定の方法)</p> <p>第11条 教科用図書の選定は、<u>第7条第4項に規定する報告</u>及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。</p> <p>2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそ</p>	<p>規定による報告の日までとする。</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第9条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。</p> <p>2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、会長が<u>委嘱</u>する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。</p> <p>(会議の運営等)</p> <p>第11条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>2 会長は、協議会の会議の議長となる。</p> <p>3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。</p> <p>(教科用図書の選定の方法)</p> <p>第12条 教科用図書の選定は、<u>第8条第4項の報告</u>及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。</p> <p>2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそ</p>

改正後	現 行						
<p>れぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。</p> <p>3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。</p> <p>4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、<u>議長</u>がこれを決する。</p> <p>(経 費)</p> <p>第<u>12</u>条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、<u>令和6</u>年4月1日から施行する。</p> <p>「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p>第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第<u>3</u>条第2項の規定により定める委員の<u>被選出者及び選出する教育委員会</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 校長、<u>教員及び保護者</u></p> <table border="1" data-bbox="136 1302 1104 1439"> <tr> <td data-bbox="136 1302 629 1353">被 選 出 者</td> <td data-bbox="633 1302 1104 1353">選出する教育委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1356 629 1439">長生郡市校長会会長の職にある者</td> <td data-bbox="633 1356 1104 1439">被選出者の在籍する小中学校の所</td> </tr> </table>	被 選 出 者	選出する教育委員会	長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所	<p>れぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。</p> <p>3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。</p> <p>4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、<u>会長</u>がこれを決する。</p> <p>(経 費)</p> <p>第<u>13</u>条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この規約は、<u>令和5</u>年4月1日から施行する。</p> <p>「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目</p> <p>第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第<u>4</u>条第2項の規定により定める委員<u>及び委員の選出区分は、</u>次のとおりとする。</p> <p>(1) 校長・<u>教員</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1366 2103 1417"> <tr> <td data-bbox="1137 1366 1619 1417">被 選 出 者</td> <td data-bbox="1624 1366 2103 1417">選出する教育委員会</td> </tr> </table>	被 選 出 者	選出する教育委員会
被 選 出 者	選出する教育委員会						
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所						
被 選 出 者	選出する教育委員会						

改正後		現 行	
長生教育研究会会長の職にある者	在する市町村教育委員会	長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会副会長の職にある教頭		長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会事務局長の職にある者		長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会	長生教育研究会事務局長の職にある者	
<p>附 則</p> <p>この実施細目は、<u>令和6年</u>4月1日から施行する。</p>		(2) 保護者及び有識者	
		被 選 出 者	選出する教育委員会
		長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会
		有識者	有識者の居住する市町村教育委員会
<p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1</u> この実施細目は、<u>令和5年</u>4月1日から施行する。</p>			



報告事項 4

行事の共催、後援及び協賛について

令和6年1月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
3	30				学校教育課	まなぼう祭	大多喜ガス㈱
4	13	～	4	28	生涯学習課	長生フィルム会 2024	長生フィルム会 会長 笈川洋
			4	27	生涯学習課	第4回 藻の原踊りの会	茂原市舞踊協会 会長 山田由美
			10	12	生涯学習課	第30回茂原ピアノフェスティバル	茂原市ピアノ協会 会長 廣田洋子
	1/20～1/21、 1/27～1/28、 4/3～4/4、 6/8～6/9				学校教育課	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター

○日程について

令和6年 茂原市教育委員会会議3月臨時会
日時：3月8日（金）13：15～ 場所：市役所9階901・902会議室

令和6年 茂原市教育委員会会議3月定例会
日時：3月19日（火）15：00～ 場所：市役所9階901・902会議室

※ 13：15～ 第2回総合教育会議  
(901・902会議室)

令和6年 茂原市教育委員会会議4月定例会
日時：4月24日（水）15：00～ 場所：市役所9階901・902会議室